

12月

(師走) DECEMBER

日	8	22
月	9	23
火	10	24
水	11	25
木	12	26
金	13	27
土	14	28
日	1	15
月	2	16
火	3	17
水	4	18
木	5	19
金	6	20
土	7	21

12月の税務と労務

- 国 税** / 給与所得者の年末調整 (法人税・消費税等) 1月6日
 今年最後の給与を支払う時
- 国 税** / 給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出
- 国 税** / 11月分源泉所得税の納付 12月10日
 今年最後の給与を支払う前日
- 国 税** / 10月決算法人の確定申告
- 国 税** / 4月決算法人の中間申告 1月6日
- 国 税** / 1月、4月、7月決算法人の消費税の中間申告 (年3回の場合) 1月6日
- 地方税** / 固定資産税 (都市計画税) 第3期分の納付
 市町村の条例で定める日
- 労 務** / 健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 支払後5日以内

ワンポイント 預貯金口座付番制度

預貯金者が金融機関にマイナンバーを届け出ることによって、預貯金口座にマイナンバーを付番することができる制度が「預貯金口座付番制度」です。届出は任意。付番により今後、相続時や災害時に、一つの金融機関の窓口でマイナンバーが付番された預貯金口座の所在を確認できるようになるメリットがあります。